

# ◆いじめ重大事態発生時の対応フローチャート◆

(学校が調査主体になった場合)

## 重大事態の発生

教育委員会を通じて市長に重大事態の発生を報告

教育委員会が調査主体を判断

学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

- ※御菌小学校いじめ防止対策推進委員会が調査組織の母体となる。
- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参画を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。人選にあたっては、教育委員会と連携を図り速やかに選任する。

調査に入る前に対象児童生徒（いじめを受けた児童生徒）・保護者に対し重大事態調査に関する説明を実施

- ※調査についての認識のすり合わせや共通理解を図る。

事実関係を明確にするための調査を実施

- ※因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※事実としっかりと向き合う姿勢を大切にする。
- ※調査の方法や留意する事項については、事案の内容により実施方法を検討する必要があるが、この際、対象児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

対象児童生徒及びその保護者へ適切な情報提供

- ※調査により明らかになった、いじめの態様や学校の対応などの事実関係について説明を行う。情報提供にあたっては、適時・適切な方法で経過報告を行う。

調査結果を教育委員会に報告

- ※対象児童生徒・保護者が希望する場合は、対象児童生徒・保護者の調査結果に対する所見書を調査結果の報告に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※調査結果を踏まえ、解決に向けた取組を検討し、実施する。
- ※再発防止に向け、調査結果を踏まえ、学校のいじめ防止対策を抜本的に見直し、取組を検討し、実施する。
- ※再検討したいじめ防止対策を在校生及び保護者に公表する。